

オンライン診療に係る研修

オンライン服薬指導について (医療機関向け)



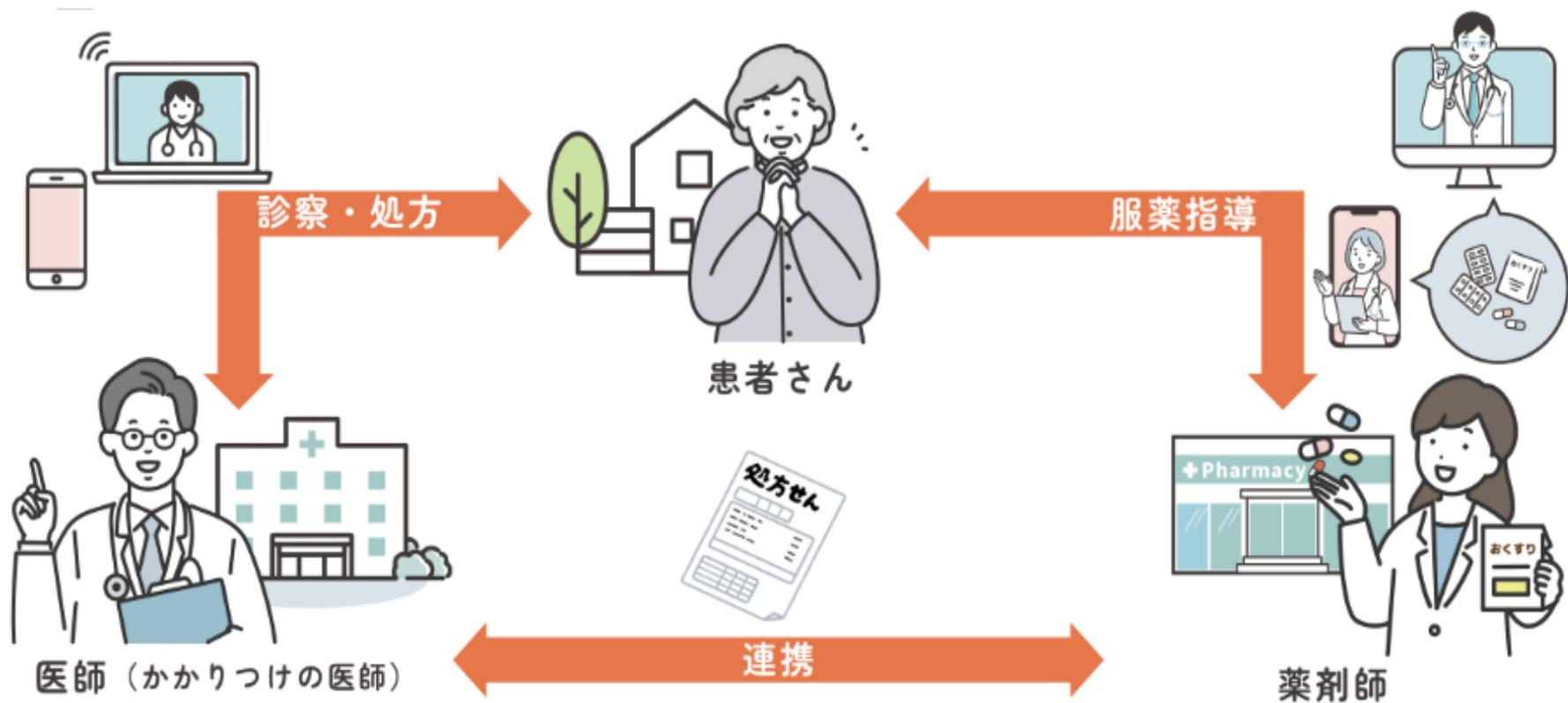
埼玉県マスコット「コバトン」



埼玉県マスコット「さいたまっち」

埼玉県保健医療部薬務課

■ オンライン診療・オンライン服薬指導の流れ



■ オンライン服薬指導関係通知等

- ・ 医薬品医療機器等法施行規則の一部を改正する省令
(令和4年厚生労働省第137号)
- ・ オンライン服薬指導の実施要領について
令和4年9月30日付け薬生発0930第1号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知
- ・ 「オンライン服薬指導における処方箋の取扱いについて」の改定
令和4年9月30日付け厚生労働省医薬・生活衛生局総務課他事務連絡
- ・ オンライン服薬指導の実施要領に係るQ&Aについて
令和4年9月30日付 厚生労働省医薬・生活衛生局総務課事務連絡

■ オンライン服薬指導とは

- 映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことが可能な方法で服薬指導（薬の情報、飲み方の説明）を行うこと。

■ オンライン服薬指導の要件

1 薬剤師の判断

患者の服薬状況を把握したうえで実施する。

2 患者に対し明らかにする事項

オンライン服薬指導を行うことの可否
情報の漏洩等の危険に関する事項

■ オンライン服薬指導をする際の留意点 1

患者の状態等を踏まえて必要に応じ、

- ・ 薬剤情報提供文書等を送付してから服薬指導を行う。
- ・ 服用期間中に、服薬状況の把握や副作用の確認などを実施する。
- ・ 必要な情報を医師にフィードバックする、などの対応を行う。

かかりつけ薬剤師・薬局により行われることが望ましい。

■ オンライン服薬指導をする際の留意点 2

- 患者ごとにプライバシーに配慮して行う。
本人確認 通信環境の確認
- 調剤された薬剤は品質を確保した状態で速やかに患者に届ける。
- 患者と相談の上、調剤した薬剤の送付方法を決定書留郵便や宅配便で発送、到着の確認。
- 患者が支払う配送料及び薬剤料の清算方法の決定と確認。

■ オンライン服薬指導を行う場所

- ・ 薬局内

- ・ 薬局以外の場所

薬局にいる薬剤師と連絡が取ることができ、
患者のプライバシーに配慮されていること。

■ 処方箋の取扱い 1

- 薬局は患者が持参又は郵送した処方箋に基づき調剤等を行う必要がある。
- 処方医が処方箋を発行した際、患者から、薬局に送付してほしい旨の申し出があった場合には、処方箋を患者に交付する代わりに薬局に直接送付することが可能。
- 電子処方箋の場合は、薬局が電子で処方箋の原本を取得できるため、医療機関や患者から薬局への処方箋原本送付は必要ない。

■ 処方箋の取扱い2

【医療機関】

患者がオンライン服薬指導を希望する場合は、処方箋の備考欄に「オンライン対応」と記載。

患者の同意を得て、医療機関から患者が希望する薬局にFAX、メール等により処方箋情報を送付し、診療録に送付先薬局を記載。処方箋原本は薬局に直接送付。

【薬局】

医療機関から処方箋原本を入手し、以前にFAX、メール等で送付された処方箋情報とともに保管。

■ その他

- 患者が支払う配送料、薬剤費等
配送業者による代金引換 銀行振り込み
クレジットカード決済 その他電子決済等の支払い
- 薬局は薬局内の掲示やホームページに掲載し、あらかじめ患者に周知。
 - オンライン服薬指導の時間に関する事項
予約制等
 - オンライン服薬指導の方法
使用可能なソフトウェア、アプリケーション等

■ オンライン服薬指導ができる薬局

・県内の「オンライン服薬指導」が
できる薬局

令和7年1月10日現在
医療情報ネット（ナビイ）による

1, 624件

医療情報ネット（ナビイ）

トップ > 埼玉県

埼玉県の病院・診療所・歯科診療所・助産所/薬局を探す

医療機関を探す

薬局を探す

🔍 キーワードで探す

オンライン服薬指導

検索

🕒 急いで探す 現在開店中の薬局を場所から検索 >

🏠 じっくり探す 設備や対応内容などの薬局情報から検索

色々な条件で探す

対応することができる外国語から探す

🔗 お気に入り薬剤師・薬局

お気に入り薬剤師・薬局に
登録した薬局などの一覧

お気に入り薬剤師・薬局

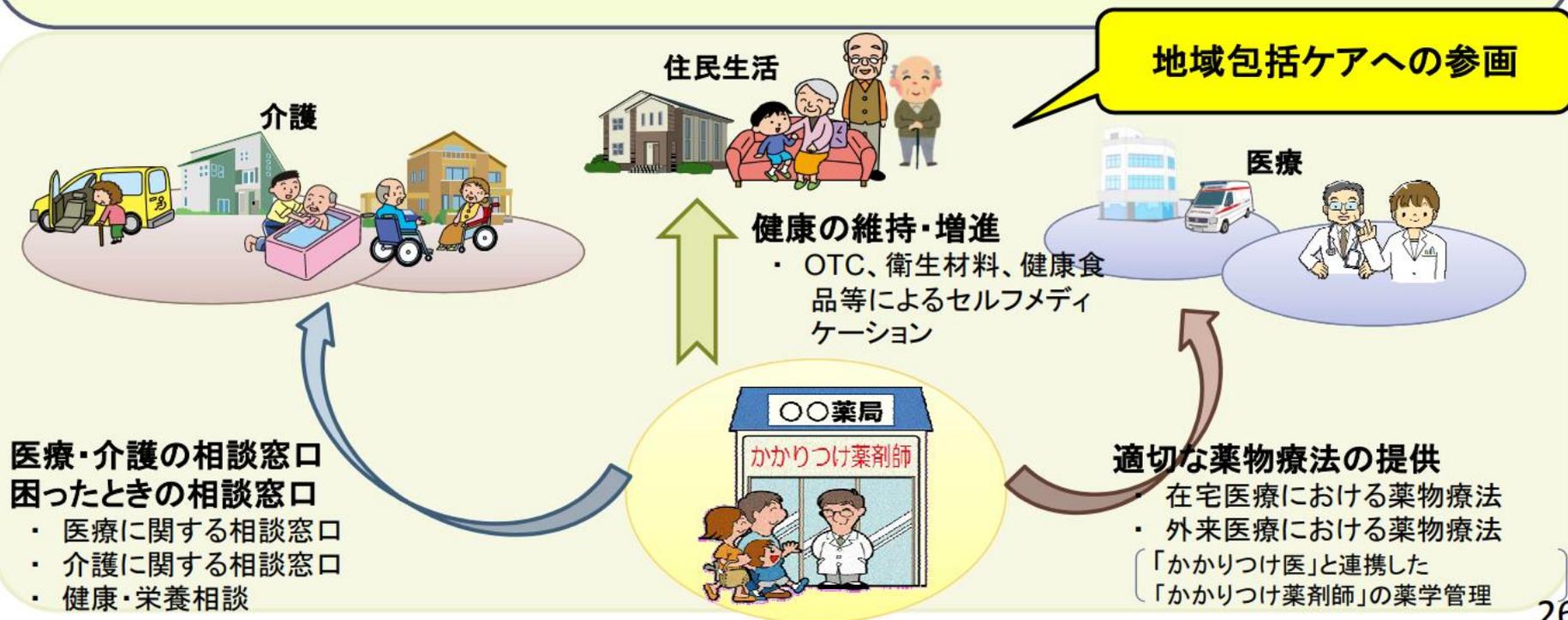
比較候補一覧

地域包括ケアシステムにおける薬局・薬剤師の機能のイメージ

- 薬の専門家として、住民の薬物療法全体(外来、在宅医療)について、一義的な責任を持って提供。
- 住民の健康維持・増進のためにOTC、健康食品等を提供し、その適正な使用促進による健康を確保。
- 最も気軽に相談できるファーストアクセス機能を活用し、医療・介護の住民窓口として、住民の様々な相談(健康相談、栄養相談、介護相談、医療相談等)を最初に受付(適切な相談窓口の提供など)。



- **「かかりつけ薬局・薬剤師」として**、かかりつけ医等と連携しながら、上記機能を一体的に地域住民に提供することにより、健康の維持・増進を図りつつ、困ったときの相談役と、医療必要時の適切な薬物療法の提供が可能となり、住民の安心・安全な生活の確保に貢献。



■ 地域連携薬局

地域連携薬局



〔主要要件〕

- ・関係機関との情報共有（入院時の持参薬情報の医療機関への提供、退院時カンファレンスへの参加等）
- ・夜間・休日の対応を含めた地域の調剤応需体制の構築・参画
- ・地域包括ケアに関する研修を受けた薬剤師の配置
- ・在宅医療への対応（麻薬調剤の対応等）

等

ご清聴ありがとうございました！

